



交通事故にあった！

他人の飼い犬に
かまれた！



第三者行為で けがや病気をしたときは **国保に届け出を！**

交通事故などの第三者行為にあったときは、
国保でお医者さんにかかることができますが、国保への届け出が必要です。
必ずお住まいの市町村の国保担当窓口に届け出をしてください。

傷害事件に
巻き込まれた！



他人の落下物に
あたった！

Q.なぜ届け出が必要なの？??

加害者に対して国保から医療費の請求ができなくなります。その結果、国保の負担が大きくなり、国保加入者の保険料(税)の負担増加につながってしまいます。第三者行為にあい、保険証を使って治療を受けた場合は、必ず届け出をしてください。

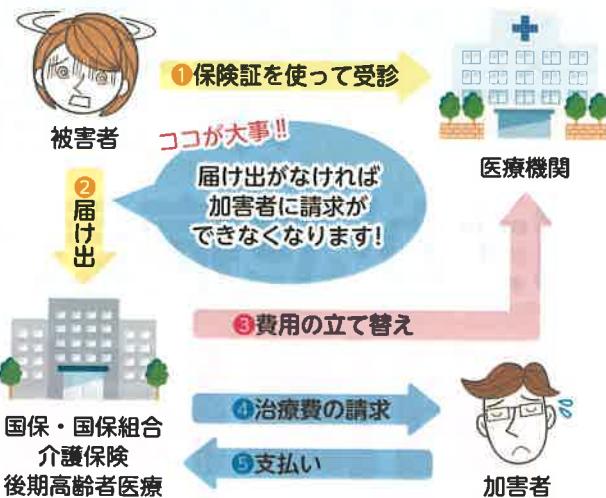


届け出と求償事務の流れ

まずは国保にご連絡ください。
そのうえでお住まいの市町村の
国保担当窓口に必要書類を提出
して届け出をしてください。

届け出に必要なもの

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 交通事故の場合は、事故証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)または
マイナンバーのわかる書類と本人確認書類
- 同意書
- 保険証
- 印かん



市町村が第三者と連絡を取り、
医療費の請求など交渉を行います。

提出していただいた書類を基に、市町村が加害者や損害保険会社などの第三者と連絡を取り、医療費の請求などの交渉を行います。

ただし! こんなときは国保が使えません!

仕事中や通勤中の事故



労災保険の対象となります

飲酒運転や無免許運転 などの不法行為



国保の給付が制限されます

示談を済ませて しまったとき



示談の前に必ず国保にご連絡ください